

派遣審判員規程

平成11年4月1日施行
平成15年4月1日一部改正、施行
平成21年8月11日一部改正、施行
平成22年8月4日一部改正、施行
平成27年8月10日一部改正、施行

《目的》

第1条 選手の心身の負担を考慮し、かつ大会運営の円滑化を図るため、日本教職員バドミントン連盟（以下、本連盟とする）主催の全日本教職員バドミントン選手権大会においては、敗者審判制を採用せず、全試合に審判員を配置する。以下の規程はその際、必要とする人員の確保のため、あらかじめ開催ブロック内及び関係諸団体より審判員の派遣のためのものである。

《審判員》

第2条 派遣審判は原則として公益財団法人日本バドミントン協会公認1級審判員有資格者とする。

第3条 延べ約60名の確保を目途とする。

第4条 人員の確保方法については次のようにする。

- 1) 開催ブロック内より審判員を確保する。その場合、教職員連盟会員以外でも可とする。
- 2) 開催ブロック以外の支部連盟からの推薦も可とする。
- 3) 上記1) 2) の調整は開催支部で行う。

第5条 派遣審判員には補助金を支給する。

《財源及び運用方法》

第6条 大会参加費のうち、次の金額を財源とする。

個人戦	1人1種目	1000円
団体戦	1チーム	5000円

第7条 費用の運用方法は次のようにする。

- 1) 大会期間中に規程に基づく金額を、本連盟より開催支部連盟に支給する。
- 2) 審判員各自には開催支部連盟が支給する。
- 3) 開催支部連盟には審判対策費として20万円を補助する。
- 4) 残金が出た場合は審判対策積立金に繰り入れる。

《表彰》

第8条 下記に該当する者に表彰状を授与する。

- 1) 5大会以上参加した者。
- 2) 上記1) に該当した者については以降5大会毎に表彰状を授与する。

《規程の改正》

第9条 本規程の改正は総会で審議し、委任状を含む総会出席者の過半数以上の賛成を以て議決する。

細則については本連盟常任理事会の決議をもって決定する。

《付則》

第 10 条

- 1) 開催支部連盟は審判員の名簿を本連盟に提出する。
- 2) 審判員には審判証明書の発行を行う。
- 3) 開催支部連盟からの審判員及び補助員は、各支部連盟の規定による。

第 11 条

派遣審判員は2日以上の業務に携わることを義務とする。

第 12 条

派遣審判員の宿泊等補助金は以下のとおりとする。

派遣審判のみ	1名1泊につき 15,000 円 (4泊を限度とする)
大会参加者	1名1泊につき 10,000 円 (4泊を限度とする)
宿泊を伴わない場合	1名1日につき 10,000 円